CHIYODA
Yes,
We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

2/5 NO.865
平成5年(1993年)
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11
編集：千代田区企画部広報課

区役所の
代表電話は
☎3264-0151
(毎月5日・20日に発行)

輝かしい21世紀にむけて

千代田区新基本計画を策定しました

区では、昨年6月、21世紀初頭を展望した、都心千代田区にふさわしい「新基本構想」を策定しました。そして、昨年暮れに、この構想の理念を具現化するための今後10年間の行財政計画である「新基本計画」を策定しました。今回は、その概要について、お知らせします。

問合せ　企画部企画課

いま、私たちのまち千代田区は、定住人口が大幅に減少し、地域コミュニティの衰退をもたらすなど、本区の存立をも揺るがしかねない、極めて厳しい状況にあります。

こうした状況を打開するため、新たな視点に立って、定住人口の回復をはじめとして、区民生活の安定と区民福祉の向上、さらに基礎的自治体として真の自立をめざし、あらゆる施策を展開することにより、本区をひとが住み続けていけるまちに再生するために、このたび、「新基本計画」を策定しました。

将来像

「多様な人びとが、住み、働き、集う、心豊かなまち千代田」

目標年次（21世紀初頭）における主要指標

定住人口　5万人
昼間人口　108万人
世帯数　1万7千世帯

新基本計画の期間

平成5年度から平成14年度までの10か年

計画の基本方向

定住人口の回復を図り、世界都市東京の中心に位置する区にふさわしく、住と職が均衡し、区民生活と多様な都市機能とが調和した魅力ある都心の形成を進めていきます。そのため、つぎの8つの柱に沿って区政の方向を明らかにしていきます。

1　定住人口の減少防止と回復
2　土地の有効利用の促進
3　地域福祉の推進
4　文化の香り高い魅力あるまちの実現
5　世界に開かれたまち、誇れるまちの形成
6　人の働く、働けるまちの実現
7　地域の賑わいとまちの活性化の促進
8　世界経済の中核を担うまちの実現

〈2ページにつづく〉

千代田をひもとき 江戸を見つけよう！

歴史写真集
特別展示会
文化財講演会

歴史写真集
『目で見る千代田の歴史』刊行

千代田区と言えば、歴史の宝庫。古代から中世の時代はもちろん、徳川幕府がこの地に開かれて以来、当時世界随一の大都市「江戸」の中心地として華やかな生活の息吹が、現在に至るまで脈々と歴史を刻んでいます。

このような素晴らしい遺産を持つ本区では、このたび地域の歴史の集大成として「写真集」を発行し、さらに掘り下げるために、「特別展」と「講演会」を開催します。

わがまち千代田の歴史にふれてみてはいかがですか。

問合せ　四番町歴史民俗資料館（四番町1☎3238－1139）

「歴史」というと、ちょっぴり苦手だなという方、興味はあるけれど何から始めようかと迷っているあなたに朗報です。ふるさとと千代田史へのよき水先案内、歴史写真集『目で見る千代田の歴史』が完成します。

写真・絵図・表など視覚中心の構成で、おとしよりから子どもまで、誰もが気軽に歴史を楽しめる本です。

2月下旬頃より、都区内の主な公立図書館で閲覧できます。また、特にご希望の方には、2月20日(土)から販売（限定500部）します。

販売場所　四番町歴史民俗資料館、九段社会教育会館（九段南1－5－10）

販売価格　1千500円

※ひとり5部までの販売とさせていただきます。

特別展
千代田の寺社とくらし
－江戸時代の信仰と娯楽－

「江戸時代中頃から末期にかけての寺社と地域との結びつき」をテーマに、絵図、写真などから江戸時代の地域社会を探る特別展を開催します。

区内の寺社が、江戸時代にはどのような姿であったか、地域のひとびとの生活とどのように結びついていたかを見つめ直してみませんか。

展示期間　2月2日(火)～3月28日(日)（3月に展示内容の一部が変わります）

会場　四番町歴史民俗資料館

開館時間　火～金曜日＝午前9時～午後7時、その他の日＝午前9時～午後5時

休館日　月曜日（第2月曜日を除く）、第2日曜日、祝日

文化財講演会
江戸の道案内
－地誌とその作者－

今回の文化財講演会は、江戸時代の「地誌」に焦点をあて、開催します。

地誌とは、現在の地名事典にあたるもので、地名の由来などを記したもので、道案内・名所紹介として、当時のひとびとに広く読まれたものです。

その作者は、いずれも当時の文化の旗手たちなので、文面から、ひとびとが地域をどのようにとらえていたかを読みとることができます。

地誌の作者である魅力的な論客たちが、地域をどのように見つめていたか、じっくりと聴いてみませんか。

とき　3月4日(木)午後6時～8時

会場　四番町歴史民俗資料館

講師　東京都公文書館講師　財部（たからべ）　健次氏

対象　区内在住、在勤、在学者60名（先着順）

受講料　無料

申込み　2月8日(月)から電話で四番町歴史民俗資料館へ。

☆次号は2月20日(土)に新聞折り込みでお届けします☆

新基本計画　体系別施策と具体的事業

新基本計画（10か年）

世界に開かれた、交流と情報のあるまちの実現

・公共施設・道路等案内表示の外国語併記・サイン化
・区民代表等の海外派遣
・国際交流センターの設置（1か所）
・国際交流ボランティアの育成
・国際交流協会の設立
・海外との姉妹・友好都市提携
・海外との職員交流
・情報化基本計画の策定

活気と賑わいのあるまちの実現

・商工融資の充実
・商店街近代化事業助成の推進
・モデル商店街制度の推進
・コミュニティ商店街事業の助成

ともに学び楽しむ、文化とふれあいのあるまちの実現

・生涯学習推進計画の策定
・文化・スポーツ振興財団の設立
・総合文化施設の建設
・総合体育館の拡充（1館）
・地域体育館の設置（1か所）
・地域図書館の拡充（1か所）
・まちかど図書館の設置（6か所）
・生涯学習情報システムの確立
・学校の適正規模化・適正配置
（小学校8校、中学校3校、幼稚園8園）
・教育研究所の整備・拡充（1か所）
・嬬恋自然体験交流教室の開催
・児童の国際交流教育の推進
・新ちよだまつりの実施
・箱根千代田荘の改築
・地域区民館の設置（6か所）
・文化ホールの設置（2か所）
・歴史民俗資料館の整備・拡充（1か所）
・女性情報・交流室の設置
・女性フォーラムの開催

やさしさのある生き生きとしたまちの実現

・健康マップの作成
・公衆浴場確保対策の充実
・区民総合健康診査の実施
・在宅訪問医療看護サービスの実施
・福祉のまちづくりモデル地区整備事業の推進
・ホームヘルプ事業の充実
・デイサービス事業の充実
・送迎・移動サービスの実施
・一番町総合公共施設の建設
・高齢者在宅サービスセンターの設置
・障害者総合福祉センターの設置
・児童館の整備・充実（5館）
・保育園の整備・充実（5園）
・乳幼児医療助成の推進
・高齢者生きがい事業の充実
・福祉作業所の整備（1か所）
・福祉・保健総合情報システムの導入
・福祉施設従事者のための職務住宅の確保(10戸)
・福祉ボランティアセンターの設置（1か所）

定住人口の回復と、都心として魅力のあるまちの実現

・区民住宅の建設（一建跡地・一番町・その他）
・民間住宅の借り上げ（100戸）
・高齢者住宅の供給、障害者住宅・ひとり親世帯住宅の確保（計75戸）
・既存区立・区営住宅の建替え
・地区別マスタープランの策定
・新用途地域・地区制度の活用
・住宅資金融資あっ旋制度の充実
・区民住宅供給促進事業助成
・優良再開発建築物整備促進事業助成（20か所）
・敷地共同利用促進事業助成（20地区）
・建築物共同化住宅整備促進事業助成（30か所）
・福祉住み替え等家賃助成
・社宅等供給促進事業助成
・再開発等推進組織に対する助成（準備組合20組織、推進組織40組織）
・都心居住調査研究
・住宅白書の作成
・景観形成マスタープランの検討
・景観形成デザインマニュアルの作成
・建造物ライトアップ計画の検討
・地区景観形成ガイドプランの策定
・千代田景観百選の選定・記録ビデオの作製
・都市景観賞の推進

安心して生活できる潤いのあるまちの実現

・地域開発構想の推進（2地区）
・市街地再開発事業の推進（助成2地区）
・まちづくり用地の活用の推進
・地区整備プランの作成（各年2地区）
・道路用地境界線等の整備
・道路の改修整備
・歩道の設置・拡幅（5路線）
・街路灯の整備
・公衆・公園トイレの整備（12棟）
・橋梁の整備（3橋）
・公共駐車場の確保
・常磐新線の建設促進
・案内板の整備
（総合4基、地域11基、定点198基）
・道路公園等の雨水流出抑制施設の整備（2地区）
・交通安全施設の整備・拡充
・道路修景事業の推進
・高架下道路等の整備（1地区）
・橋梁の修景（3橋）
・石段坂道の修景
・道路緑化の整備（7地区）
・民間施設緑化の推進
・緑のマスタープランの策定
・河川環境整備に関する調査
・公園の整備（6園）
・リサイクルセンターの設置（1か所）
・ストックヤードの設置（6か所）
・有価物集団回収支援事業の拡充
・空き缶回収事業等の推進
・リサイクルモデル地区の設定（2地区）
・環境教育の充実
・ショッピングプラザの設置（3か所）
・消費者情報システム「メコニス」の設置

計画実現のために

本計画を積極的かつ着実に実現していくため、区民をはじめ在勤者、在学者等地域を構成するすべてのひとびとに加え、本区において影響力が大きい企業の参加と協力をお願いするとともに、効率的な行財政運営に努めていきます。

また、区の自治権と財政自主権の確立を図るため、関係各方面の理解と協力を得ていきます。

さらに、先人の英知と努力により蓄積された都心区としてのかけがえのない財産を、さらに充実させてつぎの世代に引き継ぐため、区民・企業・行政によるまちづくりを進めるとともに、国や都等の理解と協力を得ていきます。

財政計画

本区の将来像「多様な人びとが、住み、働き、集う、心豊かなまち千代田」の実現に向けて、本計画の実現性を担保する10か年の総財政フレームは、4千617億4千900万円で、そのうち計画事業費として、1千276億3千600万円を見込んでいます。

◇

次号では、この「新基本計画」に基づく、平成5年度から平成7年度までの「実施計画」についてお知らせします。

ご利用ください

区の各種福祉資金

区では、さまざまな福祉資金の貸し付けを行っています。お気軽にご相談ください。

申込み・問合せ　申し込み方法などくわしいことは、福祉部管理課厚生係へ。

個人で事業している方に

生業資金150万円まで

2月15日(月)まで

個人で事業をしていて、他から融資を受けられない低所得の世帯に、お貸しします。

貸し付けが受けられる方

①区内に1年以上住んでいて、

②主としてこの貸付金による事業で生計をたてていて、

③住民税を完納し、

④確実な連帯保証人がいる方。

貸付額　150万円以内（災害にあったときや障害者の方など、特別な場合は200万円以内）

利率　年3％

返済方法　6か月据え置き後、50か月の均等返済

申込期限　2月15日(月)

高校進学・在学の方に

奨学資金20万円まで（入学時）

3月1日(月)まで

高校に在学中の方や進学する方で、資金を必要とする方に、お貸しします。

貸し付けが受けられる方

①保護者と同居し、区内に1年以上住んでいる方で、

②経済的理由で修学が困難で、

③高校に在学、または、今年4月に入学を予定し、

④他の奨学資金を受けていない方。

貸付額

・在校生（月額）　国公立＝1万5千円、私立＝2万5千円

・入学準備金　国公立＝10万円、私立＝20万円

利子　無利子

返済方法　高校を卒業し1年据え置き後、10年以内の年賦、半年賦、または月賦のいずれか。

申込期限　3月1日(月)

冠婚葬祭などに

応急資金25万円まで

冠婚葬祭、病気などで急にお金が必要となり、他からすぐに資金を借りることができないときに、お貸しします。

貸し付けが受けられる方

①区内に3か月以上住んでいて、

②独立の生計を営む世帯主で、

③確実に返済できる方。

貸付金　一世帯25万円以内（災害・療養など特別な場合は50万円以内）

利子　無利子

返済方法　6か月据え置き後、20か月の均等返済（特別な場合は40か月）

※なお、申し込みの際に、保証人は必要ありませんが、資金を必要とする証明書類などが必要です。

医療費の支払いに

高額療養資金75万円まで

高額の医療費（保険適用分）の支払いに困ったときに、お貸しします。

貸し付けが受けられる方

①国民健康保険等に加入し、

②区内に3か月以上住んでいて、

③本人または家族が高額療養費や付き添い看護料の支給を受ける見込みがあり、

④療養に必要な費用の支払いが困難な方。

貸付額　高額療養費などの見込み額（1か月75万円以内）

利子　無利子

返済方法　区が本人に代わり高額療養費などを受領することで返済とします。

※医療費用の明細書または請求書など、保険診療の内訳書が必要です。

婦人が資金を必要とするときに

婦人福祉資金

婦人が、事業を開始するときや住宅の増改修、生活の資金など、お金が必要になったときにお貸しします。

貸し付けが受けられる方

①20歳以上で、区内に6か月以上住み、配偶者がいないか、配偶者の扶養を受けられない方で、つぎのいずれかに該当する方

・家族などを扶養している方

・家族は扶養していないが、所得額が283万3千円以下の方

②20歳未満で、区内に6か月以上住み、配偶者がいないか、配偶者の扶養を受けられない方で、つぎのいずれかに該当する方

・家族などを扶養している方

※婦人福祉資金には、資金使途別に各種の資金があり、貸し付け限度額なども異なりますので、ご相談ください。

問合せ　税務課課税係

住民税の申告はお早めに

3月15日まで

今年も住民税の申告の時期となりました。住民税（特別区民税・都民税）は、前年の所得（平成4年分）に応じて課税されます。

区では、昨年確定申告をしなかった方や、給与支払報告書の提出がなかった方、また、昨年中に転入された方に対して「住民税の申告書」をお送りしました。

同封の「申告書の手引き」をよくお読みになり、3月15日(月)までに忘れずに申告してください。

申告が必要な方

①平成5年1月1日現在、千代田区に住所があり、昨年の1月から12月までの1年間に所得があった方

②給与所得者で、地代、家賃、利子、配当などの所得があった方

申告をしなくてよい方

①税務署に所得税の確定申告書を提出する方

②勤務先から給与支払報告書が提出され、平成5年6月以降住民税を特別徴収（毎月の給与から差し引かれる制度）されることになっている方

③誰かに扶養されていた方

◇

なお、昨年中に所得のなかった方でも、申告書の所定の箇所に、昨年の生活状況を書いてご返送ください。

提出していただいた申告書は、福祉関係事務の資料ともなりますので、ご協力ください。

問合せ　税務課課税係

軽自動車などをお持ちの方へ

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。したがって、現在、軽自動車、原動機付自転車を持っていなくても、「廃車届」などの手続きをしていないと、課税の対象となりますのでご注意ください。

また、住所が変わったときや車両を買い替えたときなども、手続きが必要です。

問合せ　税務課納税係

平成5年度の特別区民税・都民税が変わります

長期譲渡所得について、平成5年度（平成4年1月1日以後の譲渡）から、つぎのように変わります。

①長期譲渡所得の税率

5年を超える期間所有していた土地などを譲渡して得た長期譲渡所得に対する税率が、つぎの税率に引き上げられました。

都民税＝3％（現行2％）

区民税＝6％（現行は、特別控除後の譲渡益4千万円以下の部分は4％、4千万円をこえる部分は5％）

②居住用財産を譲渡した場合の軽減税率適用範囲

居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する課税の特例（都民税1・3％、区民税2・7％の税率）が適用される範囲が、つぎのように引き上げられました。

特別控除後の譲渡益　6千万円まで（現行4千万円）

※このほかにも、特定市街化区域農地などを譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例などが改正されました。

問合せ　税務課課税係

納税証明書の請求は

3月は、所得税や贈与税などの申告時期と重なり、窓口が大変混雑します。

納税証明書の交付に長時間お待たせしたり、当日に交付できない場合がありますので、なるべく他の月に請求くださるようお願いします。

なお、1か月以内に申告または納付をした税目の納税証明書を請求する場合は、申告書の控え、または、領収証書をお持ちください。

問合せ　麹町税務署（☎3221－6011）、神田税務署（☎3294－4811）

第6回「千代田のまち」観光写真展

「千代田のまち」観光写真コンクールの入賞作品を展示した観光写真展を開催します。

とき　2月15日(月)～26日(金)（土・日曜日を除く10日間）、時間はいずれも午前9時～午後5時

会場　区役所玄関ロビーおよび2・3階フロアー

問合せ　観光協会事務局（区役所3階商工振興課内）

特別区制度の改革

暮らしに身近な仕事は都から区へ

改革の3つの柱

○基本的性格の改革

○事務権能の拡充

○財政自主権の強化

問合せ　企画課

4月1日からスタート

乳幼児医療費助成制度

区では、乳幼児の健康の向上のため、診療費の自己負担分を補助する「乳幼児医療助成制度」を、4月1日からスタートします。

助成を受けるためには、「乳幼児医療証」が必要となりますので、対象となる方は申請をしてください。

対象　4歳未満（4歳になる日の月末まで）で、保護者とともに区内に在住し、国民健康保険または各種社会保険に加入している乳幼児。

※ひとり親家庭の医療費助成など、他の医療助成を受けている方は除きます。

助成額　診療を受けたときの自己負担金を助成します。ただし、健康診断や予防接種など保険の対象とならない診療は、助成しません。

助成方法　医療証と健康保険証を提示し、区内の医療機関で診療を受けてください。ただし、区外の医療機関等で診療を受けた場合は、後日領収書を添付し請求してください。

医療証の交付　3月1日(月)から申請を受け付けます。健康保険証と印鑑をお持ちになり申請してください。

申請・問合せ　児童課児童係

2月1日から

「老人保健法医療受給者証」が新しくなりました

――有効期間は平成10年1月31日まで――

2月1日から「老人保健法医療受給者証」が新しくなりました。

対象となる方には、1月末に郵送しましたので、記載事項などを、確認のうえ、新しい医療受給者証をお使いください。

なお、今までお使いになっていたふるい受給者証は、お近くの出張所または区役所高齢者福祉課までお返しください。

問合せ　高齢者福祉課医療助成係

●手助けの必要な高齢者の方へ●

ホームヘルパーを派遣します

区では、ひとり暮らし、ねたきりなどの高齢者で、手助けの必要な方にホームヘルパーを派遣しています。

対象世帯　ねたきりや虚弱のため、日常生活に支障がある、おおむね65歳以上の高齢者で構成される世帯。または、介護を必要とする高齢者のいる世帯で、家族が介護を十分に行えない事情のある世帯。

援助の内容　①日常生活に関する相談、助言②炊事、洗濯、掃除、買い物などの家事③身の回りの世話、通院などの介助

派遣回数　2時間または6時間を単位に週18時間以内で、介護を必要とする度合や世帯の状況などに応じて回数を決めます。

費用　無料～7千170円（世帯の生計中心者の所得により決定します）

申込み・問合せ　高齢者福祉課相談係

●特殊疾病の方へ●

医療費を助成 福祉手当を支給します

人工透析を必要とする腎不全、ネフローゼ症候群、潰瘍性大腸炎など、東京都の指定する51の疾病にかかっている方に対し、医療費を助成しています。

また、対象となる方に福祉手当（月額＝1万3千500円）の支給と、福祉タクシー券の交付またはガソリン代を助成しています。

くわしくはお問い合わせください。

問合せ　医療費助成制度＝麹町保健所（☎3221－1311）、神田保健所（☎3291－3641）、難病患者福祉手当・福祉タクシー券・ガソリン代＝福祉課障害者福祉係

国民健康保険

■国保保険料の納付相談

現在使用している国民健康保険証の有効期限は、3月31日(水)までです。

4月1日から有効となる新しい保険証は、3月中に郵送します。

ただし、保険料を長期に渡り納めていない方には、新しい保険証が発行できませんので、至急、納めてください。

なお、経済的理由などで納付が困難な方のために、「納付相談」を行っていますので、お気軽にご相談ください。

■問合せ　国保年金課国民健康保険係

水泳で健康に！ぜん息児の水泳教室

参加者募集

区では、ぜん息で悩んでいる児童を対象に、水泳教室を開催します。

水泳は、呼吸器の症状の改善に役立つため、ぜん息に効果的な運動です。

ぜひ、ご参加ください。

とき　3月25日(木)～27日(土)、30日(火)の4日間、時間はいずれも午後2時～5時。

会場　総合体育館室内プール（内神田2－1－8）

対象　ぜん息で悩んでいる15歳未満の方

※未就学児は原則として保護者の同伴が必要です。

参加費　無料

申込み・問合せ　3月1日(月)までに電話で、保健課公害補償係へ。

栄養管理講習会

2月16日(火)

「食事で高脂血症を予防するには」

高脂血症は、血液中に溶けこんでいるコレステロールや中性脂肪が、ある値を超えた状態のことをいいます。

この値が高いと、血液の流れが悪くなり、動脈硬化や急性すい臓炎、血栓症などの原因となることがあります。高脂血症の対策として大事なことは、食生活を改善することです。

そこで今回の講習会では、高脂血症を予防する食生活について、調理実習を交えながら考えてみます。

とき　2月16日(火)午後2時～

会場　神田保健所（神田錦町3－10）

対象　区内在住、在勤者30名

講師　東京歯科大学水道橋病院栄養室長　福島　摂子氏

受講料　無料

申込み・問合せ　電話で神田保健所（☎3291－3641）へ。

知ってほしいあなたの心臓

健康増進コーナーをご利用ください

運動負荷テスト器具のトレッドミル（ベルト式による歩行装置）や、自転車エルゴメーターをご存じですか。

神田保健所の「健康増進コーナー」では、これらの器具を使用し、安静時の心電図ではわかりにくい心臓の状態を知るため、運動負荷テストによる健診を実施しています。

動くと動悸がする方、これから運動を始めようと考えている方など、心臓のチェックにぜひ一度ご利用ください。

健診日　2日制で1日目は金曜日、2日目は水曜日です。時間はいずれも午後1時～。

※予約制です。予め電話で申し込みください。

会場　神田保健所（神田錦町3－10）

対象　区内在住、在勤者

料金　区民2千円（区の国民健康保険に加入されている方は1千円）、在勤者3千円

健診内容

●1日目（金曜日）
胸部エックス線、検尿、身体計測、肺機能、血圧、眼底撮影、血液（貧血・生化学）、安静時心電図検査

●2日目（水曜日）
運動負荷テスト、体力テスト、総合判定と生活・栄養相談、運動処方

申込み・問合せ　神田保健所予防課（☎3291－3641）

生涯学習

女性のための講演会
母親の社会参加と子育て

無料　参加者募集

皆さんは、「子育ては母親（女性）がやるもの」と自分の中に固定観念をもっていませんか。

今、女性の社会進出がめざましく、趣味や教養で自分自身を磨くだけでなく、自らが得たものをいかに社会に還元していくかを、考えるときになっています。

そこで今回の講演会では、女性の社会参加について考えてみます。

男性の方のご参加もお待ちしています。

とき 2月26日㈮午後6時30分～8時30分
会場 九段社会教育会館（九段南1－5－10）
講師 「わいふ」編集長 田中 喜美子氏
対象 区内在住、在勤、在学者50名
※託児を希望する方は、お申し出ください。
申込み・問合せ 電話で生涯学習振興課（☎3234－2841）へ。

心身障害者の方へ
『日曜青年教室 体験入学』を開催

区では、心身に障害がある方が、料理、スポーツ、園芸、音楽、バスハイク、宿泊学習などを通して、社会への適応力を伸ばしながら、充実した生活を送れるよう、「日曜青年教室」を行っています。

今回、この教室に入学していない方のために、「体験入学」を行います。この機会にぜひ、ご参加ください。

とき 2月21日㈰午前9時～午後3時
会場 内神田社会教育会館（内神田2－1－8 ☎3256－8447）
対象 心身に障害がある方で、身の回りのことが自分でできる、団体行動のとれる方。
内容 料理実習
受講料 800円（材料費）
申込み・問合せ 2月15日㈰までに生涯学習振興課（☎3234－2841）へ。

スポーツ

ユニカール&シャフルボード
ニュースポーツ大会

無料　参加者募集

区では、ニュースポーツの普及を図るため、今年度はユニカールとシャフルボードの2種目について、講習会を行ってきました。そこで、今回、この大会を開催することとなりました。

ルールが簡単でお子さんからお年寄りまで、どなたでも楽しめるこの大会に、ぜひ参加してみてはいかがですか。

とき 3月14日㈰午前9時～
会場 総合体育館
対象 区内在住者で編成されたチーム（1チーム3名）30チーム
申込み・問合せ 3月5日㈮までに、所定の申込用紙でスポーツ振興課（内神田2－1－8 ☎3256－8444）へ。

ぜん息、肥満、偏食で悩んでいる児童を対象に
「鎌倉臨海学園」入園児を募集

区では、ぜん息、肥満、偏食などで悩む子どもたちが、全寮制で元気一杯に学ぶ「鎌倉臨海学園」の園児を募集します。

子どもたちにとって、一番大切なものは〝健康〟です。

身体が弱く、病気がちで体力や気力が足りないなど、心配なお子さんがいる方は、一度入園を考えてみませんか。

対象 区立小学校3年生～6年生で、ぜん息、肥満、偏食、病虚弱などの児童。
学園生活の内容
健康管理 保健管理の先生方の連絡のもとに、園医の定期検診を受けるなど、健康には十分な配慮をしています。

また、エアロビクス、一輪車などの運動も適切に指導しています。

学習 各児童の状態に応じて、行き届いた指導ができ、児童一人ひとりが役割を期待されるので、学習活動が意欲的になります。

なお、学習内容は、区内の小学校と全く同じです。
問合せ 学務課学務係

消費者講座

かしこい消費者になろう
「かしこい金融商品の選び方」

無料

今、金融界には金融自由化と金利低下の2つの大きな波が押し寄せています。

また、貯蓄のための金融商品の多様化や、バブル経済の崩壊など消費者にとって、どのような商品を選んだら良いか難しくなってきました。

そこで、金融界の仕組みなどを理解し、消費者がそれぞれの目的に合わせ、また、より良い生活設計を組みたてていくため、金融商品の活用方法などについて、専門家の方にお話を伺います。

とき 2月24日㈬午後2時～
会場 九段社会教育会館（九段南1－5－10）
講師 経済評論家 笹淵金二氏
対象 区内在住、在勤、在学者 40名（先着順）
申し込み・問合せ 2月22日㈪までに電話で、商工振興課消費経済係へ。

まちの話題

おめでとう20歳
成人の日のつどい

1月15日、千代田区公会堂で行われた恒例の「成人の日のつどい」。朝からの雨にもかかわらず、思い思いに装った新成人が400人余り参加し、盛大に行われました。

式は、区長、区議会議長などからのお祝いの言葉のあと、「私の野球人生」と題した、元大洋ホエールズ投手・遠藤一彦氏の講演が行われました。その中で、「いろいろなひとからさまざまなアドバイスを受け、かえって迷ってしまうことがあると思いますが、上手に聞いて自分なりに生かしてみてください」と激励の言葉が贈られ、真剣なまなざしで聴き入る新成人の表情が印象的でした。

このつどいは、成人の新しい門出を祝福するものですが、参加する方にとっては、懐かしい顔が見られる場でもあります。会場のあちこちで、久し振りの出会いを喜ぶ声や、楽しく語らう姿が見られました。

区政にあなたのご意見を
「区政モニター」募集

区政モニター制度は、区内に住んでいる方（外国人を含む）から区政に対する意見や要望をお聴きし、区政運営に反映させていくための制度です。

千代田区について、もっと良く知りたい方、発言したい方、ぜひ、区政モニターにご応募ください。

応募できる方 千代田区に住民登録または外国人登録をしている満20歳以上の方。外国人の場合は、日常会話程度の日本語が理解できる方。
※公務員の方はご遠慮ください。
募集人員 30名
任期 1年間（5年4月1日～6年3月31日）
謝礼 1万8千円（年額）
お願いする仕事 アンケートに回答していただいたり、施設見学会、研究会などに参加していただきます。
応募先・問合せ 官製ハガキに左記の要領で、2月1日㈪～28日㈰までに、広報課広聴相談係へ。

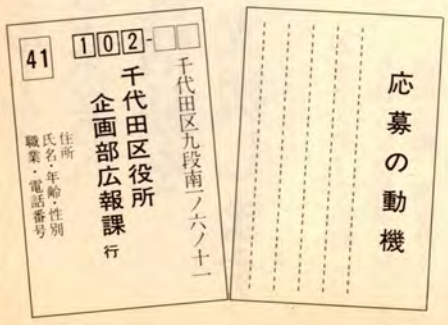

みんなガンバレ！ じどうかん合同卓球大会

2月13日(土)一番町児童館で

各児童館の予選を勝ち抜いた代表による「じどうかん合同卓球大会」。

今年は〝個人戦〟を新たに追加しました。

みんなで代表選手を応援しよう！

とき　2月13日(土)午前10時30分～

会場　一番町児童館体育室

申込み・問合せ　一番町児童館☎3230－0866、四番町児童館☎3234－3084、富士見児童館☎3262－1040、西神田児童館☎3294－0631、神田児童館☎3253－6021、ちよだパークサイドプラザ☎3864－8931

施設だより

児童館

●四番町児童館　☎3234－3084

☆**「映画会」**　2月13日(土)午後3時30分～、「名犬ジョン」、「がんばれスイミー」。

☆**公園で遊ぼう**　2月17日(水)午後3時～、東郷公園で。

●富士見児童館　☎3262－1040

☆**映画会**　2月6日(土)午後2時30分～、「機動戦士SDガンダム」、「ちいさなジャンボ」、「おんぶおばけ・はなたれこぞうさま」

☆**講演会「乳幼児期の保育について」**　2月25日(木)午前11時～、講師＝麹町保健所保健婦

●西神田児童館　☎3294－0631

☆**映画会**　2月27日(土)午後2時30分～、「霊幻道士4・最後の戦い」。キョンシーの大活躍!!

●神田児童館　☎3253－6021

☆**「映画会」**　2月13日(土)午後1時30分～、「魔法使いサリー・サリーのサーカスの少女」、「仮面ライダー・死斗径人スノーマン」、「スノーマン」

高齢者センター　☎3265－3981

■趣味やいこいの場に「高齢者センター」のご利用を！

高齢者センターでは、60歳以上の区民の方を対象にした事業(趣味、教養、健康相談など)を行っています。

まだ、センターを利用していない方など、一度見学にお出かけください。

ところ　神田神保町2－20

開館時間　午前9時～午後5時

休館日　日曜日、祝日(敬老の日は除く)、年末年始、毎月末の最終日

使用料　無料

内容など

趣味　カラオケ、社交ダンス、英会話、エアロビクス、墨絵、民謡、大正琴、皮工芸など、60余りの同好会

教養　年16回の講演会などの高齢者大学、春季・秋季の講習会

催し物　文化祭、運動会、映画会、ハイキング、マッサージ・サービス(年2回)など。

健康相談(内科医師による)　毎週火・水・金曜日の時間はいずれも午後1時～3時。

リハビリ(理学療法士による)　毎週火・金曜日の時間はいずれも午後1時～3時。

入浴　午前11時から午後3時30分までの毎日。入浴用具は各自お持ちください。

虚弱な方のクラブ　月曜日(月2回)、毎週水曜日の時間はいずれも午前10時～午後2時30分。

申込み　直接センターへ。

四番町図書館　☎3239－6357

■土曜映画会

とき　2月13日(土)午前10時～上映

作品　「プーさんとティガー」、「プーさんとはちみつ」

ごあんない

■「入札参加資格審査申込」を受け付けています

平成5・6年度に区が発注する建設工事などの請負契約、設計・測量・地質調査などの委託契約の指名競争入札に参加を希望する方の「入札参加資格審査申込」を受け付けています。

受付期間・時間　2月19日(金)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)、午前9時30分～午後4時。

受付場所　所定の申込書類に必要事項を記入し、区役所6階会議室へ。

問合せ　経理課契約係

『学童クラブ』クラブ員募集

区内の5つの児童館とちよだパークサイドプラザには、「学童クラブ」があります。

学童クラブでは、両親が働いていたり、どちらかが病気などの事情で、学校から帰っても世話をしてもらえないお子さんを、お預かり(保育)しています。

保育時間中は楽しい遊びを中心に、保護者の方に代わって生活指導などを行います。

ぜひ、ご利用ください。

対象　区内の小学校1年生～6年生の児童

保育日時　月～土曜日までの下校時から午後5時まで(毎月第1・第3土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く)。

春・夏・冬休みは、午前9時から午後5時まで。

費用　月額千500円(おやつ代としての実費)

申込期間　2月8日(月)～22日(月)の時間はいずれも午前9時から午後5時までに、希望する児童館、または、ちよだパークサイドプラザへ(第3土曜日は除く)。

申込み・問合せ　一番町児童館☎3230－0866、四番町児童館☎3234－3084、富士見児童館☎3262－1040、西神田児童館☎3294－0631、神田児童館☎3253－6021、ちよだパークサイドプラザ☎3864－8931

歳末たすけあい運動 ご協力のお礼

昨年12月1日～10日の「歳末たすけあい運動」は、皆さんの温かいご協力により、目標額に達しました。

ご協力ありがとうございました。

なお、配分等くわしくは、「社協だより」第113号をご覧ください。

問合せ　区社会福祉協議会(☎3262－5844)

ボランティアグループなどの方へ 地域福祉活動を支援します

これからの「福祉」は、小地域ごとで福祉活動がなされることが望まれていますが、「経費が足りなくて思うように活動できない…」と活動を締めている地域の団体やボランティアグループなどの方はいませんか？

区社会福祉協議会では、地域の団体やボランティアグループ等が行う福祉活動に対して、その経費の一部を助成しています。対象となる団体は、お申し出ください。

この助成で、区民の福祉活動の輪が広がっていくことを期待します。

対象となる団体

①社会福祉法人または民法第34条により設立された公益法人

②公立および私立の小・中学校、高校、専門・専修学校

③任意の民間団体、自主グループ、サークル等

④その他、区民福祉の向上に関わる活動を行う団体等

対象となる事業

①在宅福祉等の普及・向上に関する事業(福祉講演会、福祉に関する情報提供、福祉施設見学会等)

②ボランティア活動(ひとり暮らし高齢者に対する訪問活動、食事サービス、重度障害者の介助活動等)

③福祉マンパワーの育成に関する事業(介護講習会、家事援助講習会等)

④福祉教育の推進に関する事業(福祉教育活動、青少年建全育成活動、生涯学習の講習会等)

※区から事業助成を受けている事業活動は助成対象となりません。

助成額　事業にかかった経費の2分の1か、5万円のどちらか低い額

なお、つぎの経費は助成の対象経費から除きます。

・飲食および接待に要する経費

・寸志、心付けなどに要する経費

・お土産代、記念品代などに要する経費

・写真代(取材用を除く)等の雑費

・役員等が行う事前調査に要する経費(交通費は除く)

申請・問合せ　事業終了後3か月以内に必要書類を添えて、区社会福祉協議会(☎3262－5844区役所2階)へ。